

令和6年度（2024年度）第7回教育委員会（10月定例会）議事録

- 1 日時 令和6年（2024年）10月1日（火）
午前9時30分から午前11時55分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
委員 園田 恭子

4 議事等

(1) 議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
議案第2号 令和6年度（2024年度）熊本県教育功労（優秀教職員）表彰について
議案第3号 教育機関の役付職員の人事について
議案第4号 令和7年度（2025年度）教職員異動方針について

(2) 報告

- 報告（1） 「くまなびの日」の取得状況等について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第2号から議案第4号は人事案件等のため非公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号及び報告（1）までを公開で審議し、非公開で議案第2号から議案第4号までを審議した。

(4) 議事

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

教育政策課長

教育政策課です。1ページをお願いします。

議案第1号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明します。

提案理由です。9月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事

から教育委員会に意見照会がありました。教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して意見を申し出たことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

意見としては、次の2ページにありますとおり「原案どおりで差し支えない」旨を回答いたしました。

該当の議案は、3ページの知事からの依頼文中、「記」以下のとおりです。

第2号の9月補正予算の議案が該当になります。4ページから15ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、16ページから17ページに整理しています。

16ページをお願いします。9月補正予算の総括表です。今回の歳出予算補正は、最下段「教育委員会合計」欄の左から2番目にあります129万円余の増額で、その内訳を次の17ページに記載しております。

1は、教育支援体制整備事業費補助金の事業費確定により国庫支出金の返納が生じたもの、

2は、県立学校におけるキャリア教育充実のためのコーディネーターの任用経費等を計上するものでございます。

続きまして債務負担行為補正でございます。教員採用選考考査問題作成等委託業務及び県立学校のICT支援員配置業務委託について、本年度中に契約を締結する必要があるため債務負担行為を設定するものです。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

予算の中身ですが、私の会社と阿蘇中央高校と一緒にスマート農業をやっていますけれども、阿蘇中央高校には3反圃場が4枚であり、3反ではなかなかスマート農業の魅力が半減します。3反と合わせて6反ぐらいになれば、もっとダイナミックにできるという話をする中で、なかなか資金の目途が立ちません。やり方を高校もいろいろ工面されていますが、なかなか方法がないようです。

ぜひ高校の魅力化に向けた予算編成をしていただいて、そういう部分で必要な支援をしていただければ大変ありがたいと思っています。御提案については異論ありません。

高校教育課長

高校教育課です。魅力化に関する予算については、現在様々な要求をしているところですが、そういった施設等の面に関しましては、また別途検討させていただきたいと思っております。

西山委員

ぜひ、よろしくお願いします。

木之内委員

今の件で言うと、例えば基盤整備がありますが、農政部には大規模基盤整備等の予算が、ほぼ手出しなしである状態です。ただ、地権者が承諾するかどうかという問題はありますが、こちら側だけで予算化するだけでなく、農政部側とそこ

を調整すると、ないとは限らないと思います。

西山委員

振興局にも言いましたが、「もうここは基盤整備が終わっているから」と言われました。地権者は高校・県ですから、農政部が動いてくれれば一番良いと思います。

木之内委員

エリアでかけないと駄目なので、おそらくその高校の土地だったとしても高校だけでやろうとすると、農政部側は駄目と言うと思います。だから、地域については、集落地域ぐらいで合意をとって、既に基盤整備をしてあったとしても、一町畑にすることはあると思います。だから、そこをもう一度かければ、できないことはないと思います。

例えば、そのような基盤整備の仕組や形等も、ある意味では生徒たちの勉強にもなります。要するに、農政のいろいろな仕組も分かり、そういうようなものを魅力化の勉強の1つに入れながらプロセスを作って、やっていくと良いと思います。

おそらく高校の教員でもそこまでは知らないと思います。結局、集落をまとめるという、別枠の作業が出てくるので、振興局がかなり力を入れないと駄目だと思います。マンパワーが足りないと、よほど地域から上がってきた話でない、今はなかなか受け付けません。振興局側も、自分たちの方から積極的にに行く時間がありません。だから、そういうことを市に協力してくれるよう農政部に言って、本当にできるか分かりませんが、そういうプロセスを踏むこと自体も、1つの勉強にもなると思います。

西山委員

将来に向けてあの地域は3反では狭いと思います。

木之内委員

1町畑にしてしまった方が良いです。大津付近では三反を三枚引付けました。次に土地の交換や、杭入れを作らなくて良いように印鑑をもらう等の手続きが面倒でした。地権者が同時に一町持っていることはない、調整をかける仕事が結構大変です。

しかし、基盤整備をしていかないとスマート農業を何のためにするのだという話になります。効率化という点は農業の問題として徹底的にあるので、先駆けて、教育委員会と高校と一緒にやってやることは、話題的にも相当良いと思います。

西山委員

振興局長に言ってもらいと、学校長と2人で話しに行きます。また、この辺は阿蘇中央高校のOBが多くいらっしゃいます。

木之内委員

話しやすいはずだと思います。

教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告(1) 「くまなびの日」の取得状況等について

教育政策課長

教育政策課です。報告（１）「くまなびの日」の取得状況について御説明します。

「くまなびの日」については、４月の定例教育委員会で報告をしたものであり、４月から７月の県立学校における取得状況等を取りまとめましたので、御報告します。

県立中学校、高校、特別支援学校の全 73 校のうち 50 校の児童生徒 231 人が取得して、延べ取得日数は 314 日となっております。

具体的には、美術館や博物館などの見学、オープンキャンパス、スポーツ観戦のほか、田植え・農作物収穫、畜産市場見学、イベントでの店舗運営体験、被災地でのボランティア活動など、様々な事例で活用されています。

児童生徒や保護者からは「家族で有意義な時間を過ごせた」「進路選択につながった」などの意見があり、有効に活用いただけているものと考えております。

学校現場からも、「生徒の学びの機会が広がることは有用」など評価する意見がある一方で、「同じ体験でも活用する生徒・しない生徒がいる」、「特定の日に取得者が集中する恐れがある」などの意見もありました。

課題につきましては、今後、対応を検討し、本格実施につなげていきたいと考えております。

次に、市町村の状況です。市町村教育委員会に対し、試行への参加をお願いして参りましたが、本年 9 月から、御船町と西原村で試行されています。

市町村教育委員会に対して、県立学校における取得状況等を共有し、本年度の試行及び来年度以降の本格実施段階への参加を働きかけて参ります。

事務局からの説明は以上でございます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

非常に良い活動だと思います。

県立高校・中学校・特別支援学校と市町村教育委員会の違いや、手を挙げた市町村がどのように取り組んでいるのか、もう少し教えていただきたいです。

教育政策課長

４月の段階から、まずは県で始めて、市町村に対しては連携して参加を呼び掛けるといってスタートしました。基本的に学校の設置者ごとに判断されるものなので、各市町村の参加は任意という状況であることから、この試行が始まったという状況でございます。その中で、御船町と西原村が趣旨に賛同して参加しているものと理解しています。

２町村での具体的な取組や取得状況は現在把握していませんが、県よりも後に制度を開始しているのので、引き続きやり取りをして、取得状況や県の状況を共有していきます。両町村の了解が取れば、他の市町村にも情報を共有していくことも検討します。

田口委員

具体的な体験事例を拝見すると、似たようなことを各学校や市町村でやっているところがあるような気がします。

それを「くまなびの日」の中で実施することのメリットや、どのように市町村

に伝えているのか分かる範囲で教えてください。

教育政策課長

「くまなびの日」に関しては、生徒本人や家庭の判断で学校外での学びを得るために休みを取得する、休みを取得した場合に欠席扱いにならない、というところが趣旨です。

生徒や家庭で何をやるか自主的に考えて取り組むというところに意義があり、具体的な体験事例として、資料に記載しているイベントに参加した子どもたちがいたという形です。

このような学びを自ら選択して、学校外の学びにつなげていったところが意義だと思われまます。

もちろん、例えば他の県営施設、青少年施設などの公的施設を中心に、「くまなびの日」と連携して実施できるのではないかと、という議論も担当間でしているところです。

このような取組がより一層実施しやすくなるように、県教育委員会側からも「くまなびの日」の活用が期待されるようなイベントなどの情報発信なども今後やっていきたいと考えています。

田口委員

エリアを超えて、本格的にいろいろな体験活動を提供される場、個々人で希望すれば参加できる体制を作っていたただけることは非常に有難いです。

ぜひ全市町村、いろいろなところに広がっていくことを期待しています。

西山委員

「学校現場からの主な意見」とありますが、同じ体験でも「くまなびの日」を活用する生徒としない生徒がいるというところにも関係してきますが、「くまなびの日」が生徒や保護者に伝わっているのでしょうか。あるいは、どのようにして伝えているのでしょうか。

教育政策課長

「くまなびの日」の制度の周知については、学校を通じて生徒へ周知するということが中心となります。

また、県教育委員会ホームページへの掲載などによっても周知しているところです。

学校現場から情報を集約した際に、学校によって取得状況に差があり、その差が「くまなびの日」を認識していないから生じているのかという点も含めて、状況を把握した上で、より効果的な周知の仕方なども考えて参ります。

西山委員

ホームページにも掲載しているとのことですが、今ホームページを見ながら、まずはA Iチャットボットに聞いても全く分からない、あるいは、キーワードで「くまなびの日」で検索しても、「令和5年度くまなび評価問題」、「熊本の学び」などは出てきません。ホームページでの情報発信をもっとクリアにできれば良いと思っています。

教育政策課長

指摘いただいたA Iチャットボットの話や検索がヒットしない点については、ホームページの管理の話も含めて、この論点だけではありませんが、適切な情報にスムーズにアクセスできるようにしっかりと確認します。

西山委員

A Iチャットボットについてはだいぶ言っていますが、なかなか勉強してくれ

ません。今チャットGPTはかなり進んでいるのでちょっと古いのではないのでしょうか。取組が早かったのか、AIチャットが古いのか、どちらかだと思いますが、そういった部分も含めて御検討ください。

木之内委員

「3日間まで」となっていますが、例えば、連続で取得していいのか、それとも1日ごとに単独で取得していいのか、飛び石連休の間の日に取得者が集中するおそれがあるとか、こういうのが現実どうだったのか、教えてください。

教育政策課長

まず取得については、連続が飛び石かという部分には制限をかけていないので、1日ごとに取得することが可能です。

委員御指摘のような連休の谷間に取得者が多くなって、その対応に通常期よりも手を要することが懸念されます。

その状況が極端に生じることがあれば、ある程度の調整ができるように検討する必要がありますので、今回聞き取りをして、課題のポイントが見えてきて、もう少し詳しい情報等を学校等ともやり取りしながら、児童生徒・家庭にも使いやすい制度にしていきたいと思えます。

木之内委員

「くまなびの日」だと、熊本県内を見て回らないといけないのか、例えば、他県に行ってもいいのかとか、そのあたりの制約はありますか。

教育政策課長

特に活動内容を県内に限るべきということは全くありませんので、そこに関しては、制約をかけていません。

実際、県外大学のオープンキャンパス参加などに活用している事例もあると聞いています。

園田委員

「くまなびの日」を取得した後の報告について、フォーマットがあったりするのでしょうか。

教育政策課長

事後報告を求めているものではございません。取得に当たって事前に届出をするという形になっております。

園田委員

その後どうだったとか、どこに体験に行ったのかなどの意見も資料に書かれています。どうやって取得しているのでしょうか。

教育政策課長

各学校の先生から取得者に対して、聞き取り等で情報を集めてもらったという形になります。

教育長

元々この制度は、九州地域戦略会議など経済界から「休みの分散化」、知事会でも提言しており、愛知県、茨城県などで取り組んでいる県もありました。本県でも経済界からの要望もあっており、導入したところです。

端的に言うと、土日に休みの親は関係ないと思っているかもしれませんが、仕事をしている親が半分以上います。そういう人が子どもと一緒に過ごす時間がほしい、子どもと活動する機会が非常に少ないということもあって、知事会も推奨しており、本県も実施したところです。このような休暇を選択できるシステムを作ろうと導入したことが趣旨だったと思えます。

市町村の教育長にも話をしましたが、半分以上は関係ないとか、既に平日には休んでいる、などの声もありましたが、きちんとかういう形で位置付けてやることで、取りやすい環境づくりも大事ではないかと思ひます。現実的にこの取得状況を見てみると、結構活用されていると思ひます。

いろいろな懸念事項については、また改善していき、できるだけ普及していければと考えています。

教育長

他に何かありますか。

では、この件についてはよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございます。

引き続きよろしくお願ひします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和6年(2024年)11月5日(火)教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時55分。